

平成18年5月9日

各 位

会社名 山陽特殊製鋼株式会社 本社所在地 姫路市飾磨区中島3007番地代表者名 代表取締役社長 佐々木 宏機 (コード番号5481 東証・大証第一部) 問合せ先 取締役総務部長 堤 晴兒 (TEL 0792-35-6003)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成18年5月9日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第94回定時株主総会に下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)取締役の経営責任の明確化を図り、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期を2年から1年に変更することとし、現行定款第19条について所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役および監査役が職務の遂行にあたり、その期待される役割を十分に発揮できるよう、 取締役および監査役の責任免除について規定するため、第30条および第38条第1項を新設 するものであります。なお、取締役の責任免除の規定の新設につきましては、監査役の全員 一致による監査役会の同意を得ております。
- (3)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 定款に取締役会、監査役、監査役会および会計監査人の機関をおく旨の定めならびに株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされている事項について、第4条および第7条を新設するものであります。

また、現行定款の名義書換代理人は株主名簿管理人と名称変更されるとともに、新株 予約権原簿に関する事務を株主名簿管理人に委託することとなるため、現行定款第9条 について所要の変更を行うものであります。

- ② 単元未満株式についての権利を明確にするため、第9条を新設するものであります。
- ③ 株主総会を本店の所在地またはその隣接地において開催することを規定するため、第 14 条を新設するものであります。

- ④ 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等に記載すべき事項をインターネットで開示することにより、当該事項に係る情報を提供したものとみなされるようになったことに伴い、第18条を新設するものであります。
- ⑤ 取締役会においていわゆる書面決議が認められたことから、取締役会の機動的かつ効率 的な運営を図るため、第28条を新設するものであります。
- ⑥ 社外監査役との間に責任限定契約を締結することが可能となったことから、社外監査役が職務の遂行にあたり、その期待される役割を十分に発揮できるよう、第38条第2項を新設するものであります。
- ⑦ 機動的な資本政策および配当政策を図ることができるよう、剰余金の配当等を取締役会 決議により行うことを規定するため、第40条を新設するものであります。
- (4) その他、字句の修正ならびに条数の変更等、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木曜日) 平成18年6月29日(木曜日)

以上

	(下線は変更部分であります。)
現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
<新設>	(機関)
	第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、
	<u>次の機関をおく。</u>
	<u>(1)</u> 取締役会
	(2) 監査役
	(3) 監査役会
(1) (b = 1.51.)	(4) <u>会計監査人</u>
(公告 <u>の</u> 方法)	(公告方法)
第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載す	第 <u>5</u> 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載 <u>し</u>
<u>る</u> 。 第2章 株式	<u>て行う</u> 。 第2章 株式
(株式総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当会社の発行する株式の総数は、	第 <u>6</u> 条 当会社の <u>発行可能株式総数</u> は、
474,392,000 株とする。	474, 392, 000 株とする。
<新設>	(株券の発行)
	第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得)	<削除>
第6条 当会社は、商法第211条/3第1項第2	
号の規定により、取締役会の決議をもって自己	
株式を買い受けることができる。	
(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数および単元未満株券の不発行)
第7条 当会社の1単元の株式の数は、1,000株	第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。
<u> </u>	$\frac{\sqrt{0}}{\sqrt{1000}}$
とする。	
2. 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式	2. 当会社は、 <u>前条の規定にかかわらず、単元</u>
2. 当会社は、 <u>1 単元の株式の数に満たない株式</u> (以下「単元未満株式」という。) に係わる株券	2. 当会社は、 <u>前条の規定にかかわらず、単元</u> <u>未満株式に係る</u> 株券を発行しない。ただし、株
2. 当会社は、 <u>1 単元の株式の数に満たない株式</u> (以下「単元未満株式」という。)に係わる株券 を発行しない。ただし、株式取扱規則に定める	2. 当会社は、 <u>前条の規定にかかわらず、単元</u> <u>未満株式に係る</u> 株券を発行しない。ただし、株 式取扱規則に定めるところについてはこの限り
2. 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)に係わる株券 を発行しない。ただし、株式取扱規則に定める ところについてはこの限りでない。	2. 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元 未満株式に係る 株券を発行しない。ただし、株 式取扱規則に定めるところについてはこの限り でない。
2. 当会社は、 <u>1 単元の株式の数に満たない株式</u> (以下「単元未満株式」という。)に係わる株券 を発行しない。ただし、株式取扱規則に定める	2. 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元 未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株 式取扱規則に定めるところについてはこの限り でない。 (単元未満株式についての権利)
2. 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)に係わる株券 を発行しない。ただし、株式取扱規則に定める ところについてはこの限りでない。	2. 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元 未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株 式取扱規則に定めるところについてはこの限り でない。 (単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同
2. 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)に係わる株券 を発行しない。ただし、株式取扱規則に定める ところについてはこの限りでない。	2. 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元 未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株 式取扱規則に定めるところについてはこの限り でない。 (単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同 じ。)は、その有する単元未満株式について、次
2. 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)に係わる株券 を発行しない。ただし、株式取扱規則に定める ところについてはこの限りでない。	2. 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元 未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株 式取扱規則に定めるところについてはこの限り でない。 (単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同 じ。)は、その有する単元未満株式について、次 に掲げる権利以外の権利を行使することができ
2. 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)に係わる株券 を発行しない。ただし、株式取扱規則に定める ところについてはこの限りでない。	2. 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元 未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株 式取扱規則に定めるところについてはこの限り でない。 (単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同 じ。)は、その有する単元未満株式について、次 に掲げる権利以外の権利を行使することができ ない。
2. 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)に係わる株券 を発行しない。ただし、株式取扱規則に定める ところについてはこの限りでない。	2. 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元 未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株 式取扱規則に定めるところについてはこの限り でない。 (単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同 じ。)は、その有する単元未満株式について、次 に掲げる権利以外の権利を行使することができ
2. 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。)に係わる株券 を発行しない。ただし、株式取扱規則に定める ところについてはこの限りでない。	2. 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元 未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株 式取扱規則に定めるところについてはこの限り でない。 (単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同 じ。)は、その有する単元未満株式について、次 に掲げる権利以外の権利を行使することができ ない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

ける権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の 割当ておよび募集新株予約権の割当てを受

(4) 次条に定める請求をする権利

現行定款

(単元未満株式の買増し)

第<u>8</u>条 当会社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数</u>となる<u>べき</u>数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(名義書換代理人)

- 第9条 当会社は、株式につき名義書換代理人をおく。
 - 2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告す る。
- 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。 以下同じ。)および株券喪失登録簿<u>は、名義書換</u> 代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義 書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、そ の他株式に関する事務は、<u>名義書換代理人に取</u> 扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。 (株式取扱規則)
- 第 10 条 当会社の<u>株券の種類ならびに株式の名</u> 義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、 <u>その他</u>株式に関する取扱いおよび手数料につい ては、法令または本定款のほか、取締役会で定 める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第11条 当会社は、毎決算期における最終の株主 名簿に記載または記録された議決権を有する株 主をもって、その決算期に関する定時株主総会 において権利を行使すべき株主とする。
 - 2. 前項のほか、必要がある場合は、あらかじ め公告を行い、一定の日における株主名簿に記 載または記録されている株主または登録質権者 をもってその権利を行使すべき株主または登録 質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(総会招集の時期)

第<u>12</u>条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌</u> 日から3か月内にこれを招集し、臨時株主総会 は、必要に応じて随時これを招集する。

<新設>

変更案

(単元未満株式の買増し)

第 $\underline{10}$ 条 当会社の<u>株主</u>は、株式取扱規則に定めるところにより、その<u>有する</u>単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数</u>となる数の株式を売り渡す<u>こ</u>とを請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人をおく。
 - 2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。
 - 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。 以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備えおきその他の株主名 簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関 する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社 においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手 数料については、法令または本定款のほか、取 締役会で定める株式取扱規則による。

<削除>

第3章 株主総会

(総会招集の時期)

第<u>13</u>条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年6月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(総会の開催場所)

第14条 当会社は、本店の所在地またはその隣接 地で株主総会を開催する。

現行定款

<新設>

(総会の招集権者)

- 第<u>13</u>条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって</u>社長がこれを招集する。
 - 2. 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(総会の議長)

- 第 14 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。
 - 2. 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

<新設>

(総会の決議方法)

- 第<u>15</u>条 株主総会の決議は、法令または本定款に 別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決 権の過半数によってこれを行う。
 - 2. <u>商法第 343 条</u>に定める<u>株主総会の特別</u>決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上<u>によっ</u>てこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 16条 株主は、当会社の<u>他の</u>議決権を有する株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を<u>証</u>する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

変更案

(定時株主総会の基準日)

第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準 日は、毎年 3 月 31 日とする。

(総会の招集権者)

- 第 <u>16</u>条 株主総会は、法令に別段の定めがある 場合を除き、<u>取締役</u>社長がこれを招集する。
 - 2. <u>取締役</u>社長に事故があるときは、取締役会 においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取 締役がこれに当たる。

(総会の議長)

- 第<u>17</u>条 株主総会の議長は、<u>取締役</u>社長がこれに 当たる。
 - 2. <u>取締役</u>社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみ なし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(総会の決議方法)

- 第<u>19</u>条 株主総会の決議は、法令または本定款に 別段の定めがある場合を除き、出席<u>した議決権</u> <u>を行使することができる</u>株主の議決権の過半数 をもって行う。
 - 2. <u>会社法第 309 条第 2 項</u>に定める決議は、<u>議</u> <u>決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権 の 3 分の 2 以上<u>をもって</u>行う。

(議決権の代理行使)

第 20条 株主は、当会社の議決権を有する<u>他の</u>株主 1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を<u>証明する</u>書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

現行定款	変更案
第 <u>17 条</u> <条文省略>	第 21 条 <現行どおり>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第18条 取締役は、株主総会において選任する。	第 <u>22 条</u> <現行どおり>
2. 取締役の選任決議には、総株主の議決権の3	2. 取締役の選任決議は、議決権を行使するこ
分の1以上を有する株主 <u>の出席を要する</u> 。	<u>とができる株主</u> の議決権の3分の1以上を有す
	る株主が出席し、その議決権の過半数をもって
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない	<u>行う</u> 。
ものとする。	3. <現行どおり>
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の	第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了
<u>決算期</u> に関する定時株主総会終結の時までとす	<u>する事業年度のうち最終のもの</u> に関する定時株
る。	主総会 <u>の</u> 終結の時までとする。
2. 補欠として選任された取締役の任期は、退	<削除>
任した取締役の任期の満了すべき時までとす	
<u>る。</u>	<削除>
3. 増員のため選任された取締役の任期は、他	
の現任取締役の任期の満了すべき時までとす	
<u>5.</u>	
(代表取締役および役付取締役の <u>選任</u>)	(代表取締役および役付取締役の <u>選定</u>)
第 20 条 取締役会 <u>の</u> 決議によって <u>取締役中から</u>	第 <u>24</u> 条 取締役会 <u>は、その</u> 決議によって <u>代表取</u>
<u>会社を代表すべき取締役</u> 若干名を <u>定める</u> 。	<u>締役</u> 若干名を <u>選定する</u> 。
2. 取締役会 <u>の</u> 決議によって <u>取締役中から</u> 会長、	2. 取締役会 <u>は、その</u> 決議によって <u>取締役</u> 会長、
社長それぞれ1名および副社長、専務取締役、	<u>取締役</u> 社長それぞれ1名および <u>取締役</u> 副社長、
常務取締役それぞれ若干名を <u>おく</u> ことができ	専務取締役、常務取締役それぞれ若干名を <u>定め</u>
る。	<u>る</u> ことができる。
(顧問および相談役)	(顧問および相談役)
第 <u>21</u> 条 <u>当会社は、</u> 取締役会 <u>の</u> 決議によって顧問	第 <u>25</u> 条 取締役会 <u>は、その</u> 決議によって顧問およ
および相談役を <u>おく</u> ことができる。	び相談役を <u>定める</u> ことができる。
(取締役の報酬 <u>および退職慰労金</u>)	(取締役の報酬 <u>等</u>)
第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主	第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の
総会の決議に <u>より</u> 定める。	対価として当会社から受ける財産上の利益(以
	<u>下「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議に <u>よ</u>
	<u>って</u> 定める。
第 23 条 <条文省略>	第 27 条 <現行どおり>
<新設>	(取締役会の決議の省略)
	第28条 当会社は、会社法第370条の要件を充た
	したときは、取締役会の決議があったものとみ
	<u>なす。</u>
第 <u>24 </u> 条	第 29 条 <現行どおり>
ن عبول ر	/ T. かり っ 字 ピ タ !!^)

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定 により、任務を怠ったことによる取締役(取締

<新設>

現行定款

変更案

役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令 の限度において、取締役会の決議によって免除 することができる。

第5章 監査役および監査役会

<現行どおり> 第 31 条

(監査役の選任)

<現行どおり> 第 32 条

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使するこ とができる株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数をもって 行う。

(監査役の任期)

- 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会の終結の時までとする。
 - 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した監査役 の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監 査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によ って定める。

第 36 条

<現行どおり>

第 37 条

(監査役の責任免除)

- 第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定 により、任務を怠ったことによる監査役(監査 役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令 の限度において、取締役会の決議によって免除 することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、社外監査役との間に、任務を怠ったこと による損害賠償責任を限定する契約を締結する ことができる。ただし、当該契約に基づく責任 の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

翌年3月31日までの1年とする。

第5章 監査役および監査役会

第 25 条

<条文省略>

(監査役の選任)

- 第26条 監査役は、株主総会において選任する。
 - 2. 監査役の選任決議には、総株主の議決権の3 分の1以上を有する株主の出席を要する。

(監査役の任期)

- 第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の 決算期に関する定時株主総会終結の時までとす
 - 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退 任した監査役の任期の満了すべき時までとす る。

(常勤監査役)

第28条 監査役は、その互選によって常勤の監査 役を定める。

(監査役の報酬および退職慰労金)

第29条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主 総会の決議により定める。

第30条

<条文省略>

第 31 条

<新設>

第6章 計算

第32条 当会社の決算期は、毎年3月31日とす | 第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から

現行定款	変更案
<新設>	(剰余金の配当等の決定機関)
	第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459
	条第1項各号に定める事項については、法令に
	別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議
	によらず取締役会の決議によって定める。
(利益配当金)	(剰余金の配当の基準日)
第33条 当会社の利益配当金は、毎決算期現在の	第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月
株主名簿に記載または記録された株主または登	31日とする。
録質権者に支払う。	
<新設>	2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30
	<u>日とする。</u>
<新設>	3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配
	当をすることができる。
(中間配当)	<削除>
第34条 当会社は、取締役会の決議により、毎年	
9月30日現在の株主名簿に記載または記録され	
た株主または登録質権者に対し、中間配当とし	
て金銭の分配を行うことができる。	
(配当金 <u>等</u> の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第35条 利益配当金および中間配当金が、支払開	第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払
始の日から満3年を経過しても受領されないと	開始の日から満3年を経過しても受領されない
きは、その配当金は当会社に帰属する。	ときは、 <u>当会社はその支払義務を免れる</u> 。

以上